

11 2 3 4 5 6 7 8 9 21

大正四年三月一日

內外情報

第三百三十三號

目次
（非
轉
載）

支那	□ 情報
支那最近の移民總數	比律賓排華の風潮
農業上政治上移民實邊の必要	京北工場調査報告
上海内外紗廠の工潮解決策	香港馬尼拉間航空事務開始計畫
上海特別市建設意見書	蘭領東印度
孫中山氏の奇蹟的病狀	蘭領東印度に於ける土地及農園概況
孫傳芳の近踪	英領北ガルナカの產業
福建國民會議促成會	世界各國船舶總噸數表
林長民の閩省長實現難	
廣東戰局最近の情勢	

臺灣總督官房調查課

□世界各國船舶總噸數表 其一

國	籍	一九二四年六月末現在(百噸以上)		
		汽 隻 數	噸 數	船 數
伊	希	佛	芬	エ
ホ	獨	和	ダ	チ
シ	佛	支	ジ	英
ヤ	蘭	那	ナ	伯
ユ	太	利	リ	亞
ラ	シ	利	リ	亞
	ト	那	ナ	白
	ニ	加	カ	智
		利	リ	英
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	亞
		利	リ	亞
		那	ナ	白
		利	リ	智
		那	ナ	伯
		利	リ	亞
		那	ナ	

日一月三年四十正大

四、西比利亞	二萬七千人
五、澳門	七萬一千零二十一人
六、深洲	二萬五千七百七十二人
七、米國	十五萬人
八、日本	三千人
九、馬來半島	九十萬一千人
十、比律賓	四萬一千人
十一、爪哇	二萬七千人
十二、佛領印度	百〇三萬人
十三、秘露	四萬五千人
十四、朝鮮	一萬五千人
十五、喜浪島	二千五百人
十六、佛領不拉記魯	二千人
十七、米領夏母	百五十萬人
十八、その他各國屬領	八萬人ありといふ。

□農業上政治上移民實邊の必要

歐戰の後歐洲諸國皆農業の必要を倡導せざるはなく、素と工商を以て國を立つるの英國と雖も、亦誠に銳意勉力して農業の振興を圖りつゝある程なり。蓋し此れ歐戰期内食糧缺乏の爲め備に痛苦を受けたる教訓に因れるにて、歐洲諸國亦皆之が爲め始めて農業を立國の大本と爲すべきことを知るに至れり。其の平時に在りては海外交易便利にして、高價の工藝品を輸出して低廉なる農產品を輸入するは、誠に富國の良策たるもの、一旦國家に事あるや、海上は封鎖せられ、内外の交通は斷絶せられ、工商業の基礎すら根本的に破壊せらるゝを免れず。而して國民生活の頼りて維持せらるゝは農産的物品に在れば、國の存亡の食糧の自給自足に關係するもの實に淺鮮ならざるは明なり。是を以て工商業繁盛の國も近來亦農業振興の必要なるを知るに至れり。

近來執政當局は農業を立國の大本と爲さんと欲するかして、農業振興の提議を爲すこと一再に止まらず。中國數千年來國民の經濟的基礎は殆ど完全に農業の上に打ち建てられあれば、勢に因り之を利道せんに、國民の經濟を潤澤するに足るや亦明なり。只近數年來我が國人は英日

の如き工商立國の國家が富強なるに鑒み、頗る工商事業の發展に心思を勞し、殆ど農業を一顧の價値もなきものと視るに至れるも、眞に國民經濟の健全なる發達を求めるんと欲せば、宜しく農工商の三者をして鼎立並進せしむべし。重農重商の兩主義は只經濟原理の一端を取るのみなれば偏執すべきにあらず。故に農工商の調和は目前唯一の經濟政策なりと認むべきなり。

移民を以て邊境を充實せしむるは、糧食政策經濟政策上より之を言へば固より必要なるが、更に政治方面より言ふも、尤も之を緩うすべからざる事とす。西北の富源は久しく外國人の観覩する所と爲れるが、若し我が國人が自ら之が開發に從事せば、外國人は自ら隙の乘すべきなき譯なり。是を以て移民を邊境に充實せしむるは、啻に農業を振興すべきのみならずして、同時に吾が國境を鞏固にすべきなり。

然りと雖も移民の事たる、又豈空言の能く果を收むべきならんや。詳密なる計畫ありて其の實功を盡し、特設の機關ありて其の成果を助くるを要す。而して其の辦法は獨逸の内國移民局及び日本の北海道移民辦法を參照して辦理し、同時に特に金融機關を設け、移住せる農民に對し、長期の貸金を爲し、之をして年を分ちて償還せしむべし。此の如くすれば根本既に立ちて農業振興を見るべく、而して移民實邊の效乃も著れん。(二月十二日—經濟新聞—義農)

□上海内外紗廠の工潮解決策

日本人は近來頻りに支那内地に紗廠を設立せるが、此れ一は支那の豊富なる原棉を利用し、又一は支那低廉の労工を利用するを得る上に、其の製出せる紗類を支那に賣捌くを得るを以て、一舉數得の便あるが爲なり。日本人の創意誠に好しと謂ふべし。然るに不幸にして其の内外紗廠は近頃忽ち罷工の風潮を發生したり。日本新聞の報する所によるに、該廠には一萬四五千人の工人ありと。又大晚報には毎日の損失二十五萬元に達すといふ。罷工の人數衆多にして紗廠の損失巨大なること此の如くなるときは、双方の利害の爲め計るに、宜しく一日も早く公正和平の解決法を求むべきなり。

勞資の衝突は日本國內に在りても免れざる所なるが、我が支那の工人は智識幼稚にして思想簡單、隨ひて生活程度も甚だ低ければ、苟も苛虐なる待遇に遇ふに非れば意外の要求を爲さるに似たり。且工人は勞銀を以て生活の資と爲せば、苟も已むを得ざるの場合の外は、其の工作を捨てゝ資本家に抗することなからん。又大晚報に據るに、日本人は今日の状態を見て言ふ、工人若し労働に就かんと欲せば必ず無條件ならざるべからずと。誠に日本人の所謂温情主義といふものは支那労働者には之を用ひる所なきにや。

支那の職工々作の能率は或は未だ日本工人の如き増進を見る能はざるべきも、其の工人の工賃と日本の労銀と、其の相差ふこと幾何なりや。内外紗廠の工人待遇法は日本國內各紗廠の工人待遇法との相差ふこと又幾何なりや。内外紗廠の工人待遇上、衛生上文化上に於ける諸種の設備は殆ど已に日本國內の各紗廠と異なることなくして、必ずしも改善を要せずと自信せるか。之を要するに工人は工作中に非れば生活を爲す能はず、工廠は工人に非れば其の工作を完成するに由なし。工人と工廠とは實に唇齒輔車の勢あり。工人的損失は即ち工廠の損失なり。今回内外紗廠工人の要求は工人より發せるビラの載する所によるに、第一項・第四項及び第六項は皆輕くして擧げ易きに屬す。紗廠側に在りては其の要求を拒絶する由もなきに似たり。即ち從來の工賃に依り其の十分の一を增加するに過ぎず。紗廠は自身利潤の計を爲すには當然之に従ふを欲せざるべきも、しかも亦應に工廠の利益の多寡と社會生活程度の高下と工人能率の如何などを考慮し以て之が處置を爲すべく、而して日本人が支那内地に設けたる紗廠事業は方に勃然として興起の運に向はん。若し内外紗廠の工潮に對し公正和平なる一解決の方法を思はざるときは、頗る策の得たるものに非ず。此れ吾の經濟提携を提倡せる日本人の爲めに告げざるを得ざる所なり。(二月十三日—經濟新聞評論)

□上海特別市建設意見書

上海を特別市に改めんとするの説ありしより、時賢の前後市政意見を發表せるもの相踵いで出で、各公團亦市政協會を組織し以て市政の研究を促進しつゝあり。今各方面の意見を綜觀するに、具體的計畫に關しては、尙ほ研究せるもの鮮ければ、茲に所見を抒べて商權に資し、並に先づ其の凡例を發し以て述ぶる所の意見の綱領と爲さん。

市の建設は實に商工業自治團體の首位に居る。故に其の地位は應に獨立自治の精神あるべし。市の建設は市民を以て主體と爲す。民あらざれば何ぞ市あらん。凡そ市民たるもののは固より差別の界限なし。即ち所謂省籍の區別と職業の貴賤と及び財產豐嗇との種々の高下なし。凡そ本市に居り、並に直接或は間接に本市に納稅するものを皆市民と爲す。即ち同じく市政に參與するの權利を享けて、原より何等不平等の制限なし。蓋し市政收入の財源・直接或は間接の取得は其の方法と形式とは各同じからずと雖も、固より皆之を市民に取りて、決して市民の身家財産の多寡に因りて高下する所あらざればなり。故に市の建設及び組織に對し、誤認して國家の命令式或は商家の請負式に係ると爲すものは、市の眞精神を汚すことありとす。

實に其の最大の缺陷と爲す。此れに因りて一切公共の事情は均しく奄々として生氣なきは、固より未だ盡く答を政府が自治を摧残せるに歸すべからず。獨立自助の精神の應に如何が養成すべきやに至りては、其の重要な方策は公共生活の各方面に於て其の共同維持に賴りて之を促進するに在り。市政に就いて之を言ふに、其の組織上原と市民の共同維持に賴りて之を促進するに在り。市民平等なるに因り、差別の界限なく優越の特惠なければ、市政の改善進行及び一切の興革とに對しては、自ら要求の主張あり、自ら公同の監督ありて、公共事業の進歩を謀らしむ。然るに此の點に對し注意せざるべからざるものあり。則ち所謂獨立自助の精神とは決して孤立獨行して公益を顧みず、凡そ事均しく利己主義を以て本位と爲すに非ず、必ずや常に公共の福利を以て前提と爲し、並に市政の進歩を以て標的と爲すべきことはなり。

歐米及び日本に觀るに、其の政治の清明なる所以、市政の發達せる所以は、識者均しく其の團體自治制度の完善なることの與りて力あるを知る。嘗て各國の市政制度を考ふるに、其の初は均しく商工業者の共同維持促進せるに因れり。蓋し都市行政の施設及び市有收入の財源は均しく工商事業の發達に賴りて相共に維持す。此れ商工業者の實に市民の中堅として、其の據る所の地位と負ふ所の責任とは比較的重大なるを以て、外に對して公共の利益を以て一致の要求を爲し、内に對して其の市政施設の確に能く市民の福利を増進せんことを求むるを得。然るに

都市行政は商工業者と密切の關係ありと謂はんは可なるも、若し誤りて少數の事業家より之を壟斷し之を把持すと爲ば大に不可なり。較近は時代潮流の趣く所に因り、社會事業に關する施設は其の任務尤も複雜となれり。かへりて吾が國の都市現状を觀るに、凡そ本市に居るもの均しく市を愛するの心なく、仍ほ鄉里的觀念を以て重しと爲せり。然れども亦市を愛せざるに非ずして、實に其の市を愛するの心を發揮するに由なきを以てのみ。即ち商工業者は大抵亦互に相孤立し、僅に無機體的住居の結合を成せるのみなれば、此れ豈民を集めて市を成すとの本義ならんや。

市の組織は市民を以て本位と爲す。民あらずんば何ぞ市あらん。故に市政機關の代表者即ち市長の職の如きは、其の市民より選任すべきこと甚だ明なり。市長の職は原より政府或は行政長官の任命を勞することなし。故に近來上海人の政府の任命に反対するは其の理亦甚だ明なり。更に必ずしも督辦・會辦などいへる種々の名目を設けて官督商辦の市政を形成するを要せず。吾が國官治集權を偏重するの缺陷は已に世人の公認する所なるに、今市政機關に於て仍ほ官治の意味を帶びば、所謂市なるものは固より大多數市民の市に非ること、ならん。

痛に以爲へらく、市政機關の代表者は應に名けて市長と爲すべくして、應に督辦・會辦の名目あるべからず。市長の產出には市民の票選によるべし。故に市長の具ふる所の資格と要件と及

び其の人選とは應に人才主義を取るべし。凡そ市民の自己利害の關係あるに因りて衆望に孚せざるものは、亦宜しく自ら嫌を避くべし。蓋し消極的方面より言へば、苟も市政に對して熱心に贊助せば、固より必ずしも市長の名に居るを要せざらん。又積極的方面より言はんに、市長の職を取得し其の地位によりて私圖に便せんとなれば、竊に以爲へらく市民は盡くは欺くべきにあらず、自ら必ず未來の紛争を引越さん。誠に市長の職をして民選と決定せしめば、凡そ市民の選舉權あるものは、此の一票の選舉權に對し、應に珍重愛惜して分外に之を敬ふべし。かくて市長の詮衡に當り人才本位を以て之を選出し、竝に多數市民より信用の結果に因りて此の一票を投するを庶幾ふべし。此れ市民が應に事前に考慮すべきものなり。

誠に東瀛を觀るに東京市々長の如き大抵退職官吏にして、其の市政は常に政權と接近し、時ありて市民の望を飽かし難し。大阪市々長の如き近頃は法學博士關一氏とす。關一博士は工業政策を研究するを以て時に名あり。大阪は工業地として東京の市政と情形同じからず。其の工業上に關するの保育は既に重要に屬す。即ち一切工業の爭執は亦較繁雜なり。故に一般工廠家は關一博士を擧げて市長と爲し、其の治績亦衆望に孚す。此れ人選問題の鏡を借るべき所なり。市長の職は宣しく専任と爲すべし。比較的本人の事務甚だ繁忙ならざるものを以て適當と爲す。則ち毎日事を治むるの時間充分にして、虛名を擁し實際に補なしどの誘を免れん。又市長

は應に有給職と爲すべく、且其の俸給を厚うして、賢者をして公事の爲め累を受け他念を雜ふるを致さゝらしむべし。凡そ事決して人を強ひ公益に因りて義務を盡さしむるの理なし。消極方面にては之によりて廉恥を養ひ、積極方面にてはかくて始めて市有收入の正確を妨碍するを致さす。故に日本各市長の俸給は、國務大臣に比ぶれば豊裕なりとす。蓋し此の項は關係頗る重大にして、此の如くして始めて其の不法行爲及び不正の收入を監督するに足らん。

更に一言すべきは最近市政籌備進行の際なれば、應に從來有る所のものと類似の事業及び機關を利用して、包含を以て之を改進し、門戸の見あるべからず。かくて事半にして功倍するの結果を得ん。上海市の建設は尙整せるものに非すと雖も、已に雛形を具ふるに足れり。目前に在りては、歐米の新市政を喋々せるも、時たる尙甚だ早きを奈何せん。乃ち從來の組織に就き集中して之を綜合せば庶幾くば早に其の成立を觀るを得ん。且市政事業は端を造ること宏大にして局を開くこと堂々たるに在らずして、只繼續的精神・永久的計畫あるに賴るを要す。故に之を主持する人は尤も眼高く手低きの陋を避くべし。空言高論は罔より時艱に補なければなり。云々。(二月十三日—新聞報—滄水)

□孫中山氏の奇蹟的病狀

奇蹟的に孫氏恢復か 本朝孫文氏は上海より來れる戴天仇氏を病床に呼び、戴氏がその主義主張の著作に從事し、既に七萬五千語の浩瀚なる作を得たるを聽き、更に日本との聯盟に關し是非挿入の要ありとて口述せんとせしゆゑ、戴氏は孫氏の昂奮を恐れ、それは十二分に承知せし旨を述べたる處、孫氏は莞爾として満足の表情を現したりと言ふ。孫氏の容態は脈九八體溫平熱にて稍持ち直したり。此分にては奇蹟的に恢復すべく死去説は反對派の謠言に過ぎず。

(二月十一日—北京電)

孫科は乃父の主義主張を語る 孫文氏は最近その子息孫科氏に國民黨よりも善後會議に代表を列席せしめよと勧告せりとの說當地三新聞に傳へられたるが、之に對し孫科氏は往訪の記者に語りて曰はく、

此の説は何者か爲にせんとして國民黨を強いたるものにてよしや孫・段・張の三角聯盟存するも、父孫文はその主義主張を曲ぐるものにあらず。當局側より國民黨に對し屢々流言を發せらるゝは頗る遺憾に堪へず、父孫文は昨夜も安眠し體溫平熱脈百二十にて容態は惡化の模様なしと。(二月十二日—北京電)

孫文氏重態に陥る 孫文氏は十八日重態の儘ロックフェラー病院より國民黨本部に移されたり。

孫文氏愈絶望か 汪兆銘氏は廣東の胡漢民氏等の民黨領袖に充て孫文氏の容態絶望なるゆゑ將來の方針の差圖を乞ふ旨打電せり。

孫文氏の重態と退院 既報の通り孫氏は重態の儘十八日正午ロックフェラー病院より汪兆銘・廖仲愷氏等夫人に護られ國民黨本部に運ばれたり。これにつき山田顧問は語る、重態の儘孫文氏が遽かに國民黨本部に移りたるにより或は既に死亡したるにはあらずやと誤解せるが決して死亡したるにあらず。病院の方にては治療の方法なきゆゑ漢方醫の治療を改めて受くること、せり。尙ほロックフェラー病院にては孫文氏は非常に衰弱せるのみにて移轉につきては何事も語らざりき。(以上二月十八日—北京電)

□孫傳芳の近踪

孫傳芳軍集中 浙江孫傳芳氏は福建軍隊四千を楓經茅莊に集中するに至れり。(二月二日—上海電)孫傳芳の挽留を懇請す 王揖唐氏は電を段祺瑞に致して謂はく、已に孫傳芳との間に代表を派遣し、江寧に於て共に江浙の善後處置方法を議することに約束せり。請ふ。孫氏の地位を維持せられんことを。(七月二日—廣州共和報)

孫傳芳代表の報告 孫傳芳の代表と爲り善後會議に出席せる高爾登は、四月段執政に會見、

(第一百三十三號)

江浙協約已に成立せる旨を報告せり。(二月六日—濟南電)

張學良の來滬 張學良は乃父張作霖氏の重要な使命を帯び、本日午後三時上海到着、官民各界の歓迎するもの多し。その云ふどろに據れば、一般官民は張氏の來滬を以て江浙問題に關し圓満の解決を得べきものと認む。故に張に對し異常の好感を表示せりと。(二月十一日—閩報)

周督理上海の會議に參列 周福建督理の上海行きは久しき間の懸案なりき。聞くところによれば、周督理は海路より上海へ赴くべく目下出發を急ぎ居れり。而して不在中の事務は參謀長に代表せしむべし。今回の要務は、會議に參加し東南時局に關する收拾方法一切を議することなりといふ。(二月十二日—福建日報)

孫傳芳より條件を提出す 文匯報に曰はく、信憑すべき方面の報告によれば孫傳芳は已に左の二箇の條件を提出せりといふ。

(一) 孫軍撤退の時奉軍は必らず全數を擧げて上海を退出すること。而して將來如何なる軍隊に論無く、上海の境界十支里以内に駐紮するを許さず。

(二) 奉軍は浙江の境界内に溢りに入るを得ざること。

此の二箇條に對し奉軍側に於て承諾すれば和平は直ちに成立すべし。否らんば孫は已に作戦行爲を取ることを宣言し、目下準備も整へりといふ。竝に謂ふ倘し壓迫を受くるに因り浙江省

□福建國民會議促成會

立脚すること能はざるときは閩省に退居すべく、然るときは彼は必らず閩・贛・粵の三省に向つて兵を召すべく、然して後徹底的に北京の兵と戰はんと。又謂ふ決して廬・齊の前轍を踏まずと。かく孫氏の言辭強固なる理由は兵器彈丸の充實すればなり。(二月十日—廣州共和報)

廈門各團體及各縣より廈門に在留せる團體にて福建國民會議促成會なるものを組織し、去年十二月二十八日、籌備會を創立したるに、旬日を経ずして加入團體已に八十有餘ありて、本月十一日下午一時、廈門商埠なる思明縣教育會を假會場として成立大會を開催し、各團體よりは二人づゝの代表を派遣してその會に列席せしめむとす。會期に及び來會するものは七十二團體にして代表者は百餘名を數へり。開會の順序を示せば、

一、開會 鈴を鳴らして號を爲す。

二、會長選舉 思明縣教育會長盧心啓氏を以て臨時主席とす。

三、開會の趣旨を宣說す。大要謂ふ、國民會議促成會なるものは各省に於て多く已に成立せり。然るに吾が閩者は今日に至り始めて呱々の聲を擧げたるのみなるは慚愧に堪へず。今後當然至誠を以て事に當るべく、各省と共に一致行動せむことを期す。

四、籌備會代表の報告、代表者李漢青より籌備に關する經過の報告あり。約言すれば各省にありては現在多く促成會を組

第一百三十三號

權せり。閩省の人民は仁に當つては譲らざるの氣概あり。まさに躍然として起ち之に從ふを要す。爰に去月二十八日鼓浪嶼圓晉館に在りて開會に關する一切の準備を爲せるに、各團體の加入は今や已に八十餘團體に達せり。故に特に本日を下して成立大會を開き、以て各省と共に一致進行せむ。

五、演說 大同學校の校長楊子暉氏は起立して演說を試み。曰はく段氏入京以來革命に藉口して善後會議を召集し各省の軍閥により段の指名せる人員を以て充當したるは實に民意に背戾すること甚し。今にして先づこの善後會議を推倒するにあらずんば眞の國民會議は以て出產し難き憾みあり。

六、協議事項 討論事項は籌備會代表李漢奇によりその草案を提出せられ、討論に付し僅少なる字句の修正及條文の改竄ありて直ちに通過せり。章程を摘錄すれば左の如し。

第一章 創 立

第一條 本會は福建國民會議促進會と名づく。

第二條 本會は全國々民を激励して國民會議の促進を以て旨す。

第三條 本會の會場は暫時思明縣教育會々場を以て之に充つ。

第二章 組 機

第四條 凡そ福建各種團體にして苟くも本會の趣旨を賛成したるものは均しく本會へ加入するを得。

第十條 凡そ本會へ加入せし團體は須く金一元以上を納付し以て本會の費用に充づべし。

第十一條 本會の經費不足なる時は、執行委員會の議決を経て臨時に募集するを得、又特別に寄附を仰ぎ以て之に充つ。

第四章 附 則

第十二條 本章程の未だ完備せざる處は八團體以上の提案を得て以て執行委員會に建議し、代表大會を召集して之が修正議決をなすを得。

第十三條 本規程は代表大會議決の日より即日に施行す。委員の選舉に至つては各團體より投票選舉を行ひ十五人を選定すること。

本十七日の下午開業の結果魏某外二人を推して監票員と爲す。
七、議決 議決事項につきては電報を發して上海に成立を報告し籌備會にその起草方を頼むと云ふ。

(一月二十七日—臺日—臺灣記事)

□林長民の閩省長實現難

林長民氏閩長ならんとの説盛んに傳へられ、近日益々その度を加へたるが、氏の本省統治計劃についてはその意見已報の如し。頃日京友の來信にすれば林氏は北京滯在の閩籍先輩より閩省長たるべく推薦されたるも、去就如何につきては尙ほ未だ何等の表示もなし。但し林氏は過般曾つて段執政に對面し、先づ宣撫の職名を以て閩に歸り情況を親しく視察したき旨を要求したるも、段氏に拒絶されたるを以て林氏は大に不滿の色を懷きて歸れりといふ。此によれば林氏の閩省長たることは或は之が打撃を受け、或は實現し難からんかといふ。(二月十一日—全國新日報)

□廣東戰局最近の情勢

陳軍四路進攻の計畫 東江の戰局の幕は已に開かれ、陳炯明軍は東南北の三面を分ちて兵を進めて廣州を攻めんとし、北路は林虎其の部下約一萬を率ゐて直ちに北江を襲ひ、竝に方本仁

部と會して行動を共にし互に勝負あり。聯軍は南雄・始興及韶關より上の各地を扼守し居れるが、林虎部が方部と聯合して長驅幕進せんことを恐れ、已に重兵を韶關に屯して北江の屏障と爲せり。

虎門の攻守 聯軍の東江方面に於ける進攻開始は虎門の一路なるが、此の線へは練演雄・翁輝勝を派して東莞に出でしめ、同時に熊略・羅顯祥の各部を派して寶安より進攻せしめ、右兩路の兵力は合せて約六千餘人と注せらる。聯軍は虎門の線を尤も重視し、林樹觀を前敵指揮と爲し、其の兵力は陳軍と相等しく、双方共廻戦を交へ互に勝負あり。現に太平と白沙との間に相持して退かず。桂軍總司令劉震寰は同處の軍事緊急なるを以て嚴兆豐の全師を召し赴き援けしめつゝある。東江の正面に當る石灘には聯軍其の重兵を集めて駐紮せしめ、前線防禦の工作は、非常に堅固に暫く守勢を取り居れり。然れども陳軍亦未だ進攻するを見す。此れ兩軍開戦前後の情形なり。

陳炯明氏は沙頭より惠州に到着後、洪兆麟・葉舉・楊坤如・謝文炳・尹驥・李雲復と共に再び軍事會議を開きたる結果、其の反攻計畫を議決し、東江よりは三路に分れて廣州に進攻し、別に一路は高雷より兵を出し南路に在りて牽制するの法を取ることす。即ち(甲)東江第一路を右翼とし、林虎を以て總指揮と爲し三路を分ちて進取し、(乙)李易標・劉志陸の兩部は江西邊よ

り北江に返りて北伐聯軍を牽制し、(丙)林虎は親しく一軍を率ゐて龍門に出で道を從化に取りて北江を襲撃し、(丁)黃定寰・王定華の二部は龍門・正果よりして增城に進逼し、並に廣九路の左を擊ち、又(乙)第二路を中路とし、二路を分ちて進發せしめ、(一)石龍より增城を次攻して林虎の部隊に策應し、(二)直ちに石灘の正面を攻め、此の路は楊坤如・陳修爵より擔任し、洪兆麟を以て指揮と爲し、又(丙)第三路を左翼と爲し亦二路を分ち、(一)胡漢卿其の部を率ゐて新塘に出て廣九路線に通り中路右路に接應して增城石灘の軍隊を攻め、(二)練演雄・翁輝勝より其の部を率ゐて東莞を出で、虎門を攻め、並に聯軍を誘ひ大部の兵力を虎門に集め、然る後中・右の二路に向つて猛進すること。以上三路は皆東江より發動し、而して東・北兩江を分ちて廣州を圍攻すべく、又(丁)第四路を南路とし鄧本殷を以て指揮とし兵を進むるに二路を分つ。(一)陳章甫は兩陽よりして恩平を攻め、(二)呂春榮は三羅より西江に進みて聯軍の兵力を牽制せしむ。其の發進の順序は先づ東江を攻め、然る後南路に向ひ、東江は虎門より開始し、中・右二路之に繼いで發動するの計畫を探れり。

聯軍方面に至りては、滇軍總指揮部の消息に據るに、目下北江の形勢は急と雖も、前線に在る者には湘・滇・贛・豫の各軍總數約壹萬人あり、地勢極めて優勝を占め呼應甚だ靈捷なれば、北江の一路はともかくも維持するに十分なり。東江方面に至りては、虎門の開戦あるも此れ作戦

の重心點ならねば絶えて中・右路の兵力を召すの必要なし。全く桂軍の責任に委ねて維持せしめ、専ら中・右路に對して急に戰備を施し、並に留廣部隊を全數出發せしめて兵力を厚うしつゝあり。且前線の防禦周密なれば敵に對應するに足る。要するに戰事の中心は東江に在るを以て南路方面は重要ならずといふ。(二月六日—新聞報)

□比律賓排華の風潮

比律賓通信によれば馬尼刺に於ける暴動の風潮は暫時終息を告げたりと雖も、州府各處の島嶼には仍ほ多勢を聚めて事件を惹起しつゝあり。故に毎週總領事及總商會は皆此の種の報告に接し居れり。比政府は唯だ一片の空文を以て地方官及警察に指令し、機を見て彈壓せしむるのみなれば畢竟實際に於て大なる補ひは無し。蓋し各大商埠頭にては平靜を告げ居れりと雖も、しかも各鄉村の小資本商業はその侮蔑を受け無念を感じ居るもの比々皆然らざるはなし。

今次ミンダナヲ埠の暴徒の警察に拘禁されたものは約四百餘人あり。近く七十七人のもの。地方檢察廳より起訴され、三警部が證人と爲りたるも何れが其の暴徒なるかを指示する能はず。被告方面には比島學生の證人となるあり。該生謂ふ當日范嵩亞街に在りて（暴徒が聚合して華人を殴打せし場所）人力車を待ちしどき忽ち警察官駆せ來り、即時に華人の店先に在る人を拘

引し去れるも、實は排華運動には毫も關係なし云々と。

裁判官は警察が暴徒を指摘すること能はざるを以て遂に無罪を言渡せり。駐比總領事と總商會の組織せる委員會は一般僑民の憤懣に迫まられ總督に向ひ國際問題を提出し、並に此度の損失高に對する賠償を請求せり。伍德總督は亦外交的辭令を以て相慰藉して曰はく「今回の暴動は政府の深く遺憾とする所也。今後は當さに力めて保護の責を盡すべしと。而して損害賠償につきては一言の之に及ぶなし。僑商は更に一步を進めて北京の外交部が駐支米公使に向ひ交渉を提出せんことを請求せり。然るに今日己れ自身すら尙ほ正當の解決を得ざる紛爭亂麻の如き北京政府を以ては何の餘力ありてか海天萬里の外に住せる僑民に顧及する暇あらんや。

暴動發生の時に當り駐比日本領事は直ちに政府を訪問し、日本居留民の生命・財產につきその注意を拂はんことを請へるに、警長は相當の保護を爲すべき旨を答へたり。二軒の冰善哉を賣るの日本小店あり。暴徒の爲に誤りて毀されたるにその翌日警察は直ちに該店に到りて損失の程度を問合せしのみならず尙ほ近隣に一朝鮮人あり。其の開業せる小店は支那店と共に雜居せるがたま／＼暴徒の爲め漢字にて記されたる招牌を毀されたるに警察亦尋ね來りてその損失高を問ひたるが如き誠に羨ましむべし。然るに我が支那店の如きは或は掠奪洗ふが如きものあり。或は貨物の狼藉せるもの有り。然るに未だ一警察の足音をも聞かざるは如何ぞや。益々慨

歎すべき也。

されば稍智識を有する中等社會の人士は到る處に演説を試みて曰はく「暴動は獨立の前途に支障あり。背後に國家の援助を有せざる華僑に對するには唯だ法律に藉りて排斥を爲すのみ。中國は此の二十年間に在りては尙ほ自強の望み無し。然るに立法機關に由りて逐次制限を加ふれば、自今三十年後比島の商業は必らずや復た華人の能く獨擅する所に非るなり。果せる哉。暴動鎮靜一週間後に及び衛生局は直ちに中國菓物類の輸入に對する制限の苛例を公布するに至れり。例すれば出柑・黃櫈等の如き柑橘類を中國方面より輸入したるときは、その果實を検査し腐敗せるときはその原品を返戻すると同時に、その買主に對しては料金として相當の罰金を課するなり。又海關は凡そ新渡航者に對して指紋を留め置かしむ。是れ恰も犯罪者を以て吾人を待遇するもの也。

二週間前には議院竟に華僑移民新法を通過せり。その要點下の如し。

- (一) 比島の各華僑は須らく一箇年内に於て海關の稅務司に向ひ別に新しき旅行券一枚を請求し、之に氏名・年齢・生年月日及現居所、職業を明記し、並に寫真及手指印を呈出するを要す。按するに此れ即ち多額の登記手數料を徵收し並に寄留證なきの華僑を制限するにあり。
- (二) 真正の商人にして比律賓に來航せる以上は必ず真正の商業を營むべし。手工を爲さるものをたるを要す。

按するに商業には成敗あり。即ち或は中途にして商業經營の力無くんば居留すること能はざるなり。

(三) 華商の妻子にして比島に來航せるときは須らく米國の領事に向ひ護照の下附を受ければ始めて入比するを得。

按するに本來未成年の商人の子女及妻はその夫君に隨伴して來比すべし。今制限するに護照の下附を要するを以てす。則ち廈門の米領事はその下附願提出の際に又一つの難關を多くせんとするなり。

(四) 手數料(登錄税)は米貨幣金拾元を要す。

按するに此の一筆の費用を繁くせるため毎年華僑の損失高百萬圓以上に昇るべし。

(五) 一箇年内に海關に於て登錄せざるときは、法廷は令狀を下して之を拘引し、六箇月監禁の後再び強制的に中國へ送還するを得。

(六) 何人に論無く若し旅行券を有せざる華人及その親戚を雇傭し、一たび檢出せられたるときは、一箇年以下の監禁に處するを得。並に此種華人の歸國旅費を支辨せじむべし。

以上六箇條の華僑移民新法律は全く國際的地位を以て我を待たざるものにして、此の法令の一

大正四年三月一日

度總督の批准を經ば即時公布し施行を見るべし。伍德總督は慎重を要するの見地より特に中華の領事及商會の幹事等を邀へ請じて此等新例を討論せしむべきを聲明せり。華僑支障の有無に對しては但だ宣言を以て敷衍するに過ぎざるのみ。之を總ぶるに比律賓に於ける支那人排斥の心は幾んど上下を通じて一貫せり。乃ち下層社會は武力に恃み、時に暴動を發生し、一般の政客は則ち法律を藉りて嚴重に取締を爲す。かくては今後十年の後には支那人の羣島中に立足の地無かるべきを恐るゝのみ。(一月十日—七十二行商報)

□北京工場調査報告(二)

第三章 麥酒業

第一節 工場の沿革及組織

雙合盛は我が國(支那)北方に於ける支那商の設立に係る唯一の麥酒會社にして、其工場は彰儀門外停車場附近に位置し、交通の便頗る良好なり、本會社は哈爾濱に於ける豪商張廷闇等の合資組織に係り、其創立當時に於ける登記資本は僅かに二十萬元なりしが、其運用宜しからざりし爲め、時々缺損を來せるを以て、其後陸續として増加擴張し、今や其投資額は已に百萬元を下らざるに至れり。本工場に於ては麥酒曹達水の製造以外に硝子瓶工場、大工々場及鐵工場

各一を附設し、瓶工場に於ては麥酒瓶を造り、大工工場に於ては荷造用箱及貯酒槽等を造り、鐵工場に於ては機械の修理及添配等を司れり。而して工場には技師長 Josef Kera 氏及技師 Ignac Czerny 氏を聘して、一切の製造事務を管理せしめ、他の瓶工場、大工工場、機械工場の三處には別に支那人技師各一名を聘して、其事務を管理せしめり。

第二節 製造及設備

雙合盛に於ける製造設備の大部分は麥酒に關するものに係り、曹達水の製造は單に一附帶工業に止り、其設備の如きも甚だ簡單にして、毎日の曹達水製造能力は三百打なりといふ。麥酒製造の仕事は大別三段に分たれ、曰く麥芽の製造(Malting)、曰く糖化(Mashing)、曰く發酵(Fermentation)なり、麥芽の製造法には床式(Floor System)と通氣式(Pneumatic System)との別あり、該工場に於ては稍や舊式なれども床式を採用せり、此法式に依る時は設備甚だ簡単なれども、比較的の土地を廣く要し、職工費を多數に要す、然れども我が國(支那)は地價、工賃共に割安なるを以て、比較的の便宜なり、唯此方法は氣候の影響を受け易きが故に、一年を通じて作業に從事する能はざるなり。該工場に於ける麥芽の製造は多く九月乃至翌年の二月間にに行ひ、氣温の甚だしく昇高せる時は調査の際適宜之れを停止す、其發芽室及浸漬器は共に二階にあり、尚二階の一端には麥芽乾燥爐(Malt drying kiln)を設け、麥芽の烘乾に使用し、其糖化室

大正四年三月一日

第一百三十三號

(Mashing room) は新舊一所ありて、各糖化器一組を備へ、共に糖化槽 (Mashing tun)、糖化釜 (Mashing pan)、麥汁濾過槽 (Clearing vat)、麥汁釜 (Wort Copper) の各一個を以て之れを組成す、舊糖化室に於て毎回製造せる糖汁よりは麥酒百五十箱分を醸造し得べく、一回の糖化には約六七時間を要し、一日に二回行ふを普通となせども、多き時は三回に達する事あり、故に最も多き時には毎日麥酒四百五十箱を製造し得べし。新糖化室に在る機械は比較的大に、且つ研や新式にして、其麥汁濾過槽及糖化釜は共に自動攪拌器を備ふ、一回の製造麥汁は麥酒四百箱分を醸造すべく、毎日多き時は亦糖化を三回行ふ。此新糖化室に於ける機械の取り付けは未だ全部完成するに至らざるなり、該機械は初め價額十二萬元を以て外國より購入し、取り付くる豫定なりしが、其後變更し、該工場附設の鐵工廠及北洋鐵工廠に於て製圖に従ひて製造する事となり、其價額は僅か六萬元にて足れりといふ。麥汁の冷却には開放式冷却盤 (Cooling stock) を採用し、麥汁既に成りなば、其發酵作業を地下室内に於て行ふ、而して發酵槽 (Fermentation vat) は計三十餘個にして、一個の容積は麥酒百箱分あり、其發酵 (Principle fermentation) には約十二日間を要し、然る後之れを密閉せる横樽内に流入し、後發酵 (After fermentation) を起しめ、約三箇月の經過後、始めて瓶詰となし賣出すなり。發酵室の冷却 (Refrigerating) には天然水を使用せり、之れ蓋し該工場には未だ冷却機 (Refrigerating machine) の設備無く、唯水穴の

設備あるのみにして、毎年冬季に至れば阜城門外城河より天然の氷を運び來りて穴藏に貯藏し、以て一年間の冷却用に供するなり。該工場の原動力室には雙管式汽罐 (Lancashire boiler) 三臺、三十五馬力蒸氣機關一臺、四十七キロワット及七キロワットの發電機各一臺ありて、麥酒及曹達水の製造用に充當せり。麥酒工場の外に尙製瓶工場の附設あり、蘆溝橋左近の砂を用ひ、麥酒及曹達水の瓶を造るものにして、毎年約三百餘萬個の製造能力を有す、當時適々爐の修繕中なりしを以て、作業は中止せられ、參觀するを得ざりき。

第三節 労働状況

雙合盛工場の人員は總數四百七十名にして、其内職工は約二百六十名、徒弟は約一百十名なり、職工の年齢は多く二十歳以上にして、徒弟の年齢は十五歳以上二十歳以下とす、而して職工の工賃は最高にて月四十元、最低にて月三元なれども、何れも食費及宿舎を給せられ、徒弟は食費及宿舎を給せらるゝ以外に、尙第一年目は月手當一元を給せられ、一箇年の經過と共に一箇月一元を増給せられ、五年の期限滿了せる時は職工として採用せらる。作業の種類に就きて見れば、麥酒の醸造、麥酒の瓶詰、曹達水の製造及瓶の製造に從事する職工最も多く、徒弟は瓶製造及鐵工、大工等の見習多數なり。作業時間は酒工場に於ては毎日約十時間、製瓶工場に於ては毎日二班に分ち一班を九時間とせり、尙酒工場に於ても時に夜半作業をなす事あれど

も、夜半に作業せし者は日中休息せしめ、日中に於けると同様の工賃を支給す。職工及徒弟の多くは工場内に設けられたる宿舎に居住す、宿舎は二階建にして、上下四十餘間あり、尙職工の浴室を備へ、又醫師も常住す。工場内には火災預防の計畫ありて、水道及唧筒を設備せり。職工の休息日は正規の休日に暇を與ふる以外に、尙職工の請に應じて、一箇月間に半日の休暇を三四回許可す。

第四節 営業情態

雙合盛の工場に於て製造せらるゝ麥酒の販路は北京以外に尙各省に亘れども、其主要地點は北京及天津の兩地となす、歐洲大戰當時は幾んど我が國(支那)全部の販路を獨占せしが、歐洲戰の終局を告ぐるや、米國及青島麥酒も亦稍や販路を所有し、最近に到りては獨逸人の同國より麥酒を輸入するもの甚だ多し、然れども此等は遠來の酒なれば、運賃を要する事甚だしきを以て、價格は割高なり、故に北方に於ては該工場產麥酒は獨霸の勢力を有し、遠く南洋、新嘉坡等の如きに於ても亦頗る賣行良好なり。現在毎年の麥酒產額は約六萬餘箱、曹達水は約二萬餘打にして其多くは北京に於て消費せらる。麥酒の原料たる大麥は主として北京產を用ひ、苦花(Hops)及酵母(Yeast)は多く歐洲より輸入せり。蓋し該工場は未だ純粹の培養装置(Pure culture apparatus)を設けざるが故に、酵母の培養久しうに及びなば、雜貨を含む事愈多く、其

純粹種を維持する事甚だ困難なるを以て、時に歐洲より新種を輸入し、置換せざるを得ざるなり、是れ該工場に於ては尙微生物學に對する智識の缺陷あるが故なり。

第四章 電氣及水道事業

甲、電氣工業

北京には電氣事業を組織する三大會社あり。

- 一、電燈公司 總本店は前門內西城根に在り。
- 二、電車公司 總本店は東城西總布胡同に在り。
- 三、中國電氣股份公司 東安門南池子表章庫に在り。

電燈電車兩公司は電氣を以て營業する工場にして、中國電氣公司は電氣材料を製造販賣する會社なり。商會(商業會議所)の通知紹介を得たりと雖、該地に赴き調査するに及び、始めて北京に在るは僅かに販賣部にして、工場にあらざるを知れり。電車公司の發電場は通縣に設けられ、其修理工場は崇文門外法華寺に設けられるが、共に其工事は未だ完了せず、而して機械の設備、工場家屋の建築、線路の敷設等一切の工事は各専門商の請負工事にして、直接同會社の指揮を受くる職工無きを以て、亦調査するに由無かりき。電氣事業中北京に在りて已成の工場は僅かに電燈公司一處あるのみなり。

第一節 工場の沿革及組織

電燈公司は開業して、已に二十有餘年を経過し、前清御史々履晋等の創設せるものに係り、株式會社にして、其資本は全部支那人の出資たり、英國人技師一名、支那人技師二名を聘し、會社には支配人一名を置きて、會社全部の事務を處理せしめ、其下を分ちて總務、業務、工務の三部となし、工務部内は又分ちて七課となせり、即ち左の如し。

- 一、機器課
- 二、物品課
- 三、試驗課
- 四、電表課
- 五、内工課
- 六、外工課
- 七、修造課

各課には主任一名を置き、職工を各課に隸屬せしめ、主任及技術員の指揮を受け、作業に從事せしむ。電燈公司の資本額は初め銀百萬兩なりしが、其後新株三百萬元を募集し、舊株百萬兩を亦銀三百萬元と改め、現在に於ては總額六百萬元に達せり。

第二節 機械及設備

電燈公司の北京工場は開業の當初發電機は只に三臺にして、各一臺百五十キロワットなりしが、第二回に三百五十キロワットの發電機二臺(内一臺は現在已に石景山に移せり)を増加し、第三回には一千キロワットの發電機二臺を増加せり、舊發電機は多く凝縮機關(Condensing engine)の運轉用に係り、其一千キロワット發電機二臺は汽渦輪(Steam turbine)の運轉に用ひら

る、北京工場の汽罐は合計十二箇にして、何れも水管式(Water tube boiler)なり、石景山工場には現在發電機三臺ありて、一臺は五千キロワット、一臺は二千五百キロワット、今一臺は三百五十キロワットなり、而して其五千キロワットのものは現在已に運轉を開始せり。石景山より北京工場に流送する電流は其電壓凡そ三萬三千ボルトにして、北京工場に於ては六臺の變壓器を備へ、之れを五千ボルトの電壓なし、然る後再び各處に分送せり。

電燈公司北京工場の所在地は前門内にして、京城の中央に位せり、交通は固より頗る便利なれども、四周は多く繁盛なる區域なるを以て、敷地に狹隘を覺ゆるも毫も擴張の餘地無く、不得已中庭を以て貯炭場となし、石炭灰の遺棄にも甚だしき費用を要し、用水の供給の如きも亦不便を感するに至れり、蓋し開業の當初は僅かに交通の利便を謀りしのみにして、作業情態の如き十分明瞭ならざりし結果、此等の缺陷を生せるものにして、分工場は石景山、永定河畔に設置するに至れるなり。

第三節 勞働狀況

電燈公司の職工は北京工場に二百九十八人、石景山分工場に百四十八人ありて、各課に分屬し、職工は何れも成年に係り、職工長二名あり、職工の給料は最高にて月七十元、最低なるは十元とし、食費及宿舎は職工各自の自辨となす。作業時間は晝は午前六時より午後六時に至れども、

日一月三年四十正大

中間約一時間の休息あるを以て、都合毎日約十二時間とす。夜は二班に分ち一班を六時間とす。工賃は半月毎に支給し、職工の工賃を十一級に分ち、最低を十元となし、一級進むに従ひ五元を増給す。事務員及職工にして在職中病没せる者に對しては、月給二箇年分を給し、長年勤務せるものには更らに二箇年分を増給し、成績の最も顯著なりし者に對しては更らに二箇年分を増給し、公務中身に傷を受け死亡せるものに對しては更らに二箇年分を増給して郵金となす。會社の得たる純利益は其十分の三を會社員全部に分給するものにして、其分配法は一定の規則に從ふるものなれども、略俸給額及勤務成績に依り決定せらるものなり。

第四節 営業状態

電燈公司分工場の發電機は未だ完全なる運轉を開始するに至らざれども、北京に於ける電燈使用戸數は現在約一萬戸にして、用電量は夜間約三千六百キロワット、晝間約二百數十キロワット要するを普通となせども、夏期扇風機の使用さるゝに至るやゝ、晝間の用電量稍や増加す。毎月の賣電に依る收入は約十數萬元なれども、然も各機關使用家に於ける使用料滞納亦少しつです。

乙、水道工業

第一節 工場の沿革及組織

北京に於ける自來水公司(水道會社)は光緒末年の創設にして、其組織は三部に分たる、即ち左の如し。

- 一、本社 前門内西城根に設けられ、營業事務を處理し、各區に分局を設く。
- 二、吸水工場 京北孫河屯(東直門を距る三十支里餘)に設けられ、吸水濾水作業を行ふ。
- 三、送水工場 東直門外に設けられ、城内に分布せる各用水戸に對する送水作業を行ふ。

第二節 機械の設備

自來水公司は周學熙等の創設に係る株式會社にして、資本額五百萬元なり。其本社は僅かに事務を處理する處にして、支配人(現支配人は傅增湘なり)及各事務員あり、工場の作業は即ち技師吳廷玉(天津水師學堂卒業)氏之れを擔任せり、工場は北京を距る事遠く鄉間に位置し、孫阿屯吸水工場は一二兩號に分れ、一號工場には吸水用唧筒三臺及濾水池等を設備し、二號工場には送水用唧筒二臺を設備し、以て濾過せる清水を東直門に在る送水工場に流送す、送水工場には送水用唧筒一臺及水塔の設備ありて、孫河屯より來れる清水を、更らに城内の各用水戸に流送す。一日の供給水量は夏季に於ては約三百萬ガロン、冬季に於ては約二百萬ガロン内外とする。

第三節 勞働状況

第一百三十三號

自來水公司的職工數は僅少にして、全部にて六十七名に過ぎず、而して彼等は三部に分れ、一部分は吸水工場に、一部分は送水工場に在りて作業に從事し、他の一部は即ち各分局に散在して鐵管の管理及修理作業に從事す。職工の俸給は最高にて月六十元、最低なるものは十元にして、共に食費を含むものとす、而して會社は職工に對して宿舎を給與すれども、食費は即ち職工自身持ちとなす。毎日の作業時間は九時間にして、一時間の休息あり。送水及吸水工場に於ける職工には夜業を行ふものなり、夜業職工は四班に分ち、一班は約四時間となせり。工賃は毎半月に一回支拂ふ規定にして、又會社には章程ありて、俸給の増加法を規定せり、即ち服務滿三箇年なる者には一割の増俸をなし、滿六年なる者には再び一割を増加し、滿九年なる者には更らに二割半の増加をなし、若し特別の功績ある者には別に酌加する處あり。工場は一箇年を通じ公休日と雖、作業を停止するを得ざるを以て、唯當番に休息せしむるなり。

第四節 営業情態

自來水公司毎年の營業收入は三十萬元餘なれども、支出十六七萬元を除去しなば、純益は僅かに十三四萬元となり、公定利子の半にも及ばざるなり、營業成績の斯く不良なるは蓋し水道の敷設に多額の資本を要せし爲めならん。現在北京に於ける需要狀況を見るに、送水量は孫河の水量豊富なるに拘はらず甚だ不足せるは、之れ該處より東直門に至る送水管の甚だ小なる關

係上、多量水の輸送力を有せざるが爲めなり、而して該會社にては現に送水管一道を深設し、次で水源を擴張せんとする計畫進行中なれども、今後尚一二箇年後にあらざれば其竣工は容易ならざるが如し。(未完)(農商公報第十二卷第二冊)

比律賓 □香港馬尼拉間航空事務開始計畫

「ブレジデント・チャックスン」號で昨朝來馬せし香港著明の航空家ハーリー・ダブルュー・アボット氏の談に依れば、今後數週間以内に香港上海間及び出來得べくば香港馬尼拉間並に此等各地點間に於ける航空郵便、同旅客輸送事務の開始を見るであらうと。

氏は該航空事務計畫に對しては頗る樂觀してをり、該計畫に必要とする諸材料が手に入り次第、直ちに開始されるであらうと云つてゐる。而して氏の説に依れば、香港馬尼拉間を飛行機で旅行するなら、之が所要時間は僅々六時間半との事である。

因にアボット氏は香港九龍アボット飛行學校の管理者で、今回來馬は飛行機三、四機購入の件に就き當局と商議の爲めである。比島政府は目下輸入者の申出なき大型飛行船約六機を保管してゐるが、之等は茲兩三日中に政府の手で一般競賣に付し處分される筈であるから、同氏は此内二、三機を香港上海間航空郵便、同旅客輸送事務用として購入するであらう。又香港飛行學

校生徒の練習用として、カルメロー氏所有のカーチス式機をも購入する筈である。氏の談に依れば、支那に於ける飛行界は漸次強固なる足場を得つゝあり、將來支那を旅行するには、水陸運に由らずして飛行船を以てする時期が到來するであらうと。氏は約三週間馬尼拉滞在の豫定で、カーニヴァル週間に航空展覽會を催す筈である。

尙ほ同氏は、彼の香港上海間航空輸送事務開始の上は、直ちに之を馬尼ラへ延長する積りであるが、云ふ迄も無く之が凡ては一に貴政府の方針に依つ所以であると聲明した。氏の説に従へば果して該計畫實行の曉には、馬尼拉香港間の距離は時間にして約三十時間方近接せしめられ、即ちどの「ブレジデン」定期船でも之に三十七時間を要するに對し、飛行機では途中バンガシナン縣リンガヤンに著陸してさへ此間僅かに六時間半を要するに過ぎずと云ふのである。（香港馬尼拉間の距離は五九七哩、飛行機の速力一時間九〇哩の割合で測定）。

同氏は歸路は今回購入すべき飛行機の一機に搭乗して香港へ向ふべく、支那海横断飛行は之を以て嚆矢とする由である。（比律賓ラルド一月二十日）

蘭領

□最近蘭領東印度に於ける土地及農園概況

今日蘭領東印度の繁榮を來せる重要な原因の一は大規模農業經營法なり。凡そ農園は或時期に

於て悲觀時を経過し來れるものにして、曾て甘蔗栽培地を製へる甘蔗萎縮病或は爪哇珊瑚に於ける Coffee blight の如き植物病の發生及農產物の價額並に輸出の減少により蘭印農園企業が幾多困難なる時代を経過し來れるは各種農的企業に就きて感得せらる。然れども既述せる如く大規模栽培法が蘭印全土の繁盛を招致せるは明なる事實なり。農業は廣大なる區域に亘りて行はれ種々なる借地法によりて自由に栽培せらる。爪哇に於て借地法の最も普通なるは永租借地にして、通例七十五箇年の長期に亘りて借用せられ、他に徵收せらるべき公課を除き永租借料の標準は年額バウ當り一盾乃至五盾なりとす。

又爪哇以外の諸島に於ても永租借地は多數あれども、更に多きは所謂農業租借地なり。而して後者は略々永租借地同様にして、土人自治領主又は州長官によりて下附せらる。前記兩借地の租借權は租借人により自由に他に賣却せられ、植付せらるゝ樹木の如何は全く自由なり。此他爪哇には現存せる借地の形式に二あり。其一は私有地と稱し地主が地租を支拂ふ小作人に對し封建制權利を有す。これに反し小作人は地主の干涉し得ざる或區域に付き之れを保護し得る權利あり。此以外の地區に對して地主は歐人式エステートを開設し得。

第二は中部爪哇（スーラカルタ及デヨクチャカルタ）に於ける借土なり。而して該借地は自治領主又は小作人に對し封建時に有せし權利を租借權者に譲渡せる代表者によりて下附せらる。

後者は毎年土人所有地の一定地域に於て栽培し得る権利を有し、其土地は租借權者の自由なり。之等借土は絶えず栽培者異なるを以て其栽培は専ら甘蔗、煙草、曾て栽培せられたる藍の如き、一年生植物に限らる。

第三に舉ぐべきものに土人より短期間に限りて借用せらるゝ土地あり。此制度の適用せらるゝ範圍は一定の制限内に於ては自由なれども、借地期間に關しては制限あり。之等農園も亦主として甘蔗(東部及中央爪哇に於けるが如く)栽培に供せらる。

次に政府は未だ國有に歸せざる數箇の農園即ち官有地を有す。

一九二三年土地の種類別分類表は左の如し

種 別	爪 哇 (バカ)		外 領 (バカ)
	農 業 地 主 有 地	私 人 借 地	
總 計	七八五、五六五	七八一、一九七	一、三七七、一四八
官 借 計	二〇三、九六三	二四〇、七五二	一、九六七、七三一
私 借 計	一八、八四八	五、六九〇	二、〇〇七
農 業 地 主 有 地 計	二、〇三〇、三二五	三、三五二、五七六	
總 計	五、三八五、九〇一		

然れども農作物は先に掲げし地域全部に亘りて栽培され居るに非ず。而して同年農園數は二、〇二一にして爪哇一、二一七其他諸島八〇四なり。其總面積は三、七二五、七八八バウにして、此中各種農作物の植付面積は一、二四一、六四二バウなり。

近年農園數は一般經濟界の不況及之れに依りて生ずる經濟政策の變動により若干減少せり。即ち或は廢棄せらるゝの已むを得ざるに立ち至りしものあれども、其多くは他の農園と合併する事により経費の節減を計れり。之れが爲め栽培面積は僅かに減少したるに過ぎず。而して一九二〇年に於ける植付總面積は一、二二二、八三三バウなりしかば、其後三年間に於て十萬バウ餘増加したる譯合なり。之れ主として謨護、甘蔗面積の増加せるによると雖も、又茶、珈琲、規那等作物の増植せらるゝによるなり。

前記總植付面積中七九二、〇九七バウは爪哇に在りて、此處に植付せらるゝ植物を舉ぐれば即ち左の如し。

甘蔗、謨護、グタ・ペルチャ、*Ficus elastica*、珈琲、茶、煙草、規那、カ、オ、古々椰子、油椰子、カボック、*Agave sisalana*, *Agave cantala*、肉荳蔻、胡椒、カサバ、精油作物、印度藍及阿仙藥。

通常農作物は混植せらるゝが故に其々に對する栽培面積は之れを計上するを得ず。尙ほ詳悉に就きてはボイテンゾルグ農工商務省統計局彙報第十七號(蘭印農園に於ける栽培面積と其

第十三章

产物)を参照せらるべし。而して何人も希望次第同課より報告を受くる事を得。

最も重要な栽培物は甘蔗、護謨、珈琲、茶、煙草、規那及古々椰子等にして、就中甘蔗は爪哇にのみ成育し、規那亦殆んど爪哇のみに限られ其他に茶、珈琲等あり。外領には煙草、謨護最も多く栽培せられ此他に古々椰子を栽植す。

今耕地面積は県内面積を上回る力の如し

種	別	古 那 那 草 排 模 護 セ ヒ 甘 ヘ 珈 茶 煙 規	一九二〇年	一九二三年	一九二〇年	一九二三年
茶 葉 直 税 （セイカ）			三一〇六八	三一〇四五	（百九十九支）	（百九十九支）
茶 葉 直 税 （セイカ）			一七〇六六	一七〇四四	六八〇	六八〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			一五〇五五	一五〇三三	六〇〇	六〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			一三〇四五	一三〇二二	五〇〇	五〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			一一〇四四	一一〇二一	四〇〇	四〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			九〇三九	九〇一六	三〇〇	三〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			七〇二九	七〇〇六	二〇〇	二〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			五〇一九	五〇〇三	一〇〇	一〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			三〇〇九	二九九〇	八〇〇	八〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			一〇〇九	九九八〇	六〇〇	六〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			七〇九〇	七〇七〇	四〇〇	四〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			五〇七〇	五〇五〇	三〇〇	三〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			三〇五〇	三〇三〇	二〇〇	二〇〇
茶 葉 直 税 （セイカ）			一〇三〇	一〇一〇	一〇〇	一〇〇

珈琲栽培は一見減退せるやに見受けらるれども、其は護謨樹間に間作として栽植せらるゝ珈琲樹の切倒されたるによるものと云ふを得ず。畢竟するに珈琲產額は増加せるものと云ふを得べし。

尙ほ茶、規那樹を除ける他の栽培物に於ても總べて増加せり。

之れに反し油椰子、アカーブ及カサハ等の如き比較的の重要な農作物は近年著しく減少したり。然れども蘭印全土を通じ、多少變動ありたるも、輸出額は著しく増加せるものと云ふを得べし。

の沃野豊穰なる事、氣候の激變なき事、他の諸國に比し貨物の運輸容易且廉價なること、低廉なる勞働力を得るに便なる、此他政府の與ふる農業補助等にして就中政府は各地に完備せる農事試験場を設け、之れが隣國及他の熱帶諸國に對し尠からざる利益を許與し居れり。此他國內に於ける政情は頗る平穏にして、夙に政府は大規模農業の必要を認め、之れが努力獎勵を怠らず、加ふるに此地住民の生命財産は絶対に安全なり。而して現存せる農園地帯に於て新に大地區を求むるは至難なりと雖も外領次第爪哇に於て肥沃且良好なる租借地を得る機會は尠からざるべし。されど今後生ずることあるべき戰爭及之れに類せる災難は吾人々類の豫知し得べき所に非ざれば之れを考慮せざるも蘭印に於ける大規模栽培業の將來は前途甚だ有望なるものなり。

第六節 問作 其他

□ 英領北ボルネオの産業 (三)

本書は北ボルネオの提燈持を爲すに非ざれども北ボルネオは大規模の企業に對し新土地を許與する以外に、熱帶地に於て個人的に植林を試みんとする二、三千磅の資本家に對しても垂涎措く能はざるものあるべし。サー・ウエスト・リッヂウエイ氏は笑ひながら人々に土地管理局長を「東洋に於て土地許與の難き人、一度與ふれば可成早く之を徵集せんとする人」と紹介したるに拘らず、政府は小植林者を獎勵し特惠條件を許付せり。斯くする事は北ボルネオにとり利益たるものなればなり。一八九九年に於ても普通栽培の借地は五箇年間一年に付き一石二片にて許與されたり。斯の時代に於ては聊か高き氣味あるも世界各地のものと比較すれば争ふ必要なき様なり。北ボルネオは健康地にして非常に愉快なる所なり。農園にありて植林に從事する人は仕事を中絶するべからざる程なり。然れども農園にあるは物寂しきものにして結實せる物を全然或は一部分買收するに非ざれば其の植林よりの報酬を受くる迄は非常に待遠しきものなり。古々椰子或は護謨の栽培は大なる勇氣を必要とするものにして五年間全然或は殆ど收入なく手を拱ねて待つものなり。他方農園が結實する迄は問作及片手間買賣を以て生活し得。

不幸にして理想的なる間作は未だ發見せられず。珈琲は適當なものなれども、非常に出費嵩み、結實には二年を要す。雜草の如く茂生する *Cestrum* は可能性を有す。カスター・オイルは北ボルネオに於て商業的に栽培らせれたる事なきも若し若き護謨或は古々椰子間に植付らるれば必ずや相當の結果を擧ぐるに至るべし。何となれば栽培上に凡て注意を要せず且三箇月にて收穫を見るなり。油は尖頭ある米中の種子より採取す。其の使用法は一般に知れ渡れる以外良質なる燈油にして石鹼、ワニス製造及モロッコ皮製造に缺く可からざるものなり。

最も安全なるもの(乾燥期あるため各間作は賭博なりと云はる)落花生、玉蜀黍、タビオカ及甘藷なり。此等に對し地方市場は常に發見せらるゝ所なり。タビオカ(九箇月)を除く外各間作物は三箇月以内に收穫を見るを得。支那及日本產たる大豆は支那人居留民に依り最近注意を拂はれしものなるが大豆は適應性を有し新狀態の所にても栽培せらるゝなり。歐洲野菜は中西部に於て完全に成長し低地に於ても蕃柿、大根及隱元豆生成し且胡瓜、蕃南瓜及豆類も亦大いに繁殖す。

故タグリュー・エフ・シー・アシモン(W. F. C. Asimont)氏はキナルツト農園に於て少收穫試験をなし「英領北ボルネオ西海岸に於ける熱帶植物栽培報告は同方面に趣味を有する人に採り好参考資料たるべし」。と云へるも同氏は歐洲、日本、北印度、濠洲より輸入せる種子にて玉葱栽培

培を試みしが失敗に歸せり。一方たまほきは中部地方にて相當の成績を挙げたり。アンモント氏は番柿栽培には大成功をなせるも地方市場の缺乏せるは其發展上大暗礁にして鑑製造事業の發生を見る迄は此種或は其他大規模栽培は望み得ざる所なり。小市場向菜園は凡て支那人の手に委ねらる。何となれば馬鈴薯を除く其他の野菜は土人の手にて栽培せられざればなり。而して此等は市場にて活潑に取引され、土人は熱心に店頭或は市場にて買ふ傾向を有すればなり。其地の支那人はズシン労働者を使用し優秀なる收穫を得る。然るにズシン人は小貨銀にて支那人の落花生を植付け收穫をなすに満足し彼等は其栽培法を採用する事を知らず。又果實栽培もあり。蕃荔枝、ボメロ (Pommelo) ババイア (Papaya) ソワーソップ (Soursop) 及各種のバナナ繁茂するもマンゴ、タラップ (Tarap) 蕃石榴、名聲あるデリアン (Durian) バルノー (Belno) 及ラムブタン (Rambutan) の如き大果樹は間作に適するものとは認められず。此等は重に土人に委ねられるも土人は栽培するといふより保存するものなりといふが適當ならん。始め何人の植樹せりやは不明なれども、相當に成長する時には既に所有者あり。何となれば農園支配人は其費用にて果樹の發見に努むものなればなり。バナナ樹は全國各地に發見せらるれども、上部テムバスクを除いては土人の果實栽培は稀なり。上部テムバスク地方に於ては大型綠色厚皮の蜜柑繁茂し、海岸地方市場に於て販賣さる。同地方に於てビナンも亦生育するも多量ならず。然れどもビナン果實は常に檳榔子として需要ありてシレ及石灰と混じて噛まる。

同國果物に就いては發展の餘地充分にあり。此發展進歩はアシモント氏の指示せられし如く改良種子を輸入する事にあり。此發展進歩はアシモント氏の指示せられし如く論政府當局の手に委ねべきなり。現今に於て比較的普遍ならざる生産物につき報道を得んと欲せば新嘉坡或は北ボルネオタワオなる久原農園より得ざるべからず。久原農園に於ては大規模にて藍、コカイン、大麻及其他熱帶植物栽培され果して商業的利益あるものなりや否やを試験中なるが一方政府當局に於てもサンダカン附近に於て試験園開設準備中なり。

現在に於ては注意を拂はれ居らざるも、間作物として香料は野菜或は食料より最利益あるものなるべし。支那人は多量の生薑の栽培を營む。生薑は一英反に二千封度を產出し、八箇月にて成熟す。然れども失費多き收穫物なり。一方干蕃椒に對しくも好市場あり。干蕃椒は八箇月にて收穫し得、又一英反につき土壤肥沃なれば一千封度を產出し得るなり。錫蘭の原產たる桂皮も栽培可能性あり。華陀爾拉は葡萄屬の如く生長し三箇年にて收穫し得。然れども此以上興味あるは規那、ホミカ、コーラ(海峽植民地にて發見さる)及伯刺西爾原產なる吐根の如き藥

用植物なりとす。後者の場合には薬品其根より收得さる。伐草は費用嵩み採用大いに困難なれども、湿氣及充分なる影を與ふれば其植物が報酬を與へざる理由なし。

第二章 鑛 菜

第一節 金

ボルネオは無盡の寶庫にして古代年記作者に取りては密林の或場所に黃金國發見せらるゝを待つが如く見えたり。ブルネイ宮殿の華麗なるに眩惑されしマゼランの餘黨は同國に豊富なる鑛業物ありと確信するに至れり。後世の著者は此を裏書し、同じく旅行者は廣汎なる物語を持歸れり。一八一二年よりサー・スタンホード・ラフルズに手交されし On the Great and Rich Island of Borneo(大且富なるボルネオ島に就いて)なる報告中ボケット一杯の金及金剛石を得るには唯一度山に行けば可なりきと。ランダに於ける金剛石鑛山は現在蘭領に屬するも、世界に於ける有數なる金剛石鑛山ゴルコンダに次ぐものとして三萬人の使用人を傭ひて事業を開始し又サラワックに於ける金鑛は數千人の支那人を使用せり、又テムバスクに於ける土人鑛山は有數なものなりしが海賊の跳梁あるため繼續せざりきといふ。九十年後に至り W. C. Cowie 氏は樂天的口調を以て會社年報に於て語つて曰く「余は充分に北ボルネオ事情を知れるものなる故若し北ボルネオの富力がカーネギーの巨富をして後に瞠著せるに至るも余は更に驚かざるべし」

と然れども不幸にしてカウイ氏及其他の希望は水泡に歸せんとせり。何となれば北ボルネオに於て發見せられし鑛物品質は歷代社長及其他の注意を惹起せざりしなり。

然れども同島に利害關係を有する人にして北ボルネオが開發され且叢林の祕庫開かるれば必ずや其報酬あるものなりと信するは寧ろ當然なり。ボルネオは爾來金產地として有名にして特許會社設立後第一に注意を喚起せられしものなりき。金の多量に且確定的に產するといふは速に富まんとする人の豫期なりき。金はサラワック、蘭領ボルネオに於て發見されしかば當然北ボルネオに於ても發見さるべきものとされたり。事實は北ボルネオに於て發見されしも產地は各地に分散し又其量も少く事業經營をなし利益を見る能はざりき。

ボルネオ金は三種の型にて發見さる。即ち第一河床に於て發見せらるゝ冲積金、洪積層に於ける推積金及び原鑛中に於ける自然金なり。中勿論後者は最も價値あるものなり、特許會社領土内の河川の多くは特に東海岸に於けるは大小河川共に砂金を含有するものなり。發見せらるゝ金量は一一の河川に於ても著しく異なる。通例下流に於て發見せらるゝ砂金は顧みるに足らぬものなれども中流上流に至るに従ひ其量を増し、支流に於ては内最も豊富なり。之は明に其母體或は主脈が同國中部方面に有る事を表示するものなり。流出されし金中重きものは上流、中流方面にて河底に沈積し軽きものは下流遠隔の地に至る。之等砂層を精洗するにより得られ

し金は屢々形狀重量共に大なるものあれ其砂金の狀をなすものなり。堆積金は特に百二十哩に擴がるセガマ河中流に於て發見する故に火の無い所に煙は立たぬという理の通り此等堆積層は堅巖よりなる金礦の壞れしものより出でたる事明なり。然れども其母體は今に至る迄發見せらず。

母體の發見せられざるは努力の不足に在らず。即ち一八八一年に於て特許會社は土地測量局を設け分折化學者と目する、二十歳の白面の青年Frank Hattonを使用せり。然るに Hatton 氏は不幸にして一八八三年セガマ河畔に於て銳難に遭遇し遂に死亡せり。其短期間に於ける彼の探險は實に價値あるものなりしが北ボルネオに於て第一の金發見者として舉ぐべきものは R. P. Beeston 氏なり。一八八三年濠洲にて金礦探査の實際的經驗を有する同氏はシラムよりセガマ河に至る東海岸全部の調査をなし同氏が水洗により眞に金を採取せるよりして同方面が含金組織より成れるものなりと報告せり。之の調査は土地測量局長Henry Walker氏により繼承され次で一八八五年中にセガマ河砂利床にて金を發見せり。之の發見されし金はサラワックに於て支那人の手により行はるスルーシング(Slicing)なる一方法に依るときは充分に利益を見る程度に於ける量ありき。Walker 氏の採取せる金は質良けれども多量ならざりき。

想像さるゝが如く金の發見は特許會社の鳩舎をして羽搏せしめたり。英國資本により開發後

數年以内に金世界の求むる貴重なる金屬を收沒せる青年國には茲にありき。然して其將來は各人の宣く豫測する所に非らざりき。之は宛然晰の如きものなり。之の報告に力を得て所謂セガマ金礦區は一八八五年四月官報中に於て河口より八哩距るゴールド・ロック(Gold Rock)及百二十哩上流のビラン河(Bolang River)間に横はる河岸を距る三哩の地域を含むものなりと稱せらるゝに至れり。同時に會社の希望は高遠なるものなりしが北ボルネオ事情及其氣候に無智なる白人採掘者の來る事を怖れたり。冒險心を有する多數人は必要な準備及資本を有せず同國に渡來せしかばビーストン大尉は其他の人に北ボルネオの濠洲及加州と異れるを注意するを必要なりと認めた。彼の指示せし如く第一の困難は食料なり。即ち採掘者の宿るべき舎なし又買入場所もなし例へばセガマ河沿に於ては米穀を得らるゝ土人村なし、樹下に於て露營する事は濠洲に於ては行はるゝ事なるもボルネオ叢林中に於ては容易に行はるべきに非ず。之を要するに採礦者が充分なる準備即ち使用人と採礦者自身とを六箇月間充分に養ふ準備なき時は北ボルネオに來る價値なきものなり。其事實は非常に重大なれば之注意は特許會社出張所及各植民地の植民大臣に送られ同資力なきものにして採掘をなしたるものに對しては八十弗の罰金刑を課せられたり。他方於て會社は善意の試掘者の獎勵に努め、又金委員會を組織し報告の蒐集、配布に努力し新來者に對し大いに裨益せり。金の採掘には許可料其他を要せず又移出税も賦課

せられず、唯採掘に對する許可を必要とするのみなり。

此機會を利せんとする者は支那人なり。其の多くは法律及過重稅のためカリフォルニヤ及洲より退去せしものなりき。永久に被迫害者たる彼等にとりて北ボルネオは天來の樂園なり。何となれば同所にて彼等は共通の待遇を受ける白人探掘者の亡ふを下に見て彼等は益々繁榮するを得ればなり、其に加へ若し彼等が財産を作るを得ざれば、彼等は一時にも砂金水洗を行ひ一日一弗より五弗迄を儲くるを得べし。

然れども此の粗雑なる水洗は金の存在が良好なる狀態の河川に採用せらるべき相當なる方法と云ふを得ず。水洗は金の存在せるや否やを試験するものなれば礁脈の形に於ても或は岩層、沖積層の形に於ても其源なければ金が河より採集し得ざるは明白なる事實なり。故に金礦は何處にか存在せるものなるべし。或は南アフリカ金礦區に於けるが如く地點より千呎の下層にありことある故に大發見をなすためには最も組織的な且大規模な探險をなすは唯一の必要手段なり。之の目的のために一八八六年の當初ビーストン大尉はセガマ河附近の大探險をなしパリヤー瀧を超へる事三日の旅行をなせり。然るに彼は些の礁脈を發見せざりしが、之は豪雨のために發生せる冲積層あるためなりと彼は考察せり。而して彼はセガマ上流、中流及其支流は事業開始して大いに見込あるも下流方面に至つては十噸に對する一寫位のものなりとし如何なる議

論あるもターベル灣一帶は充分なる調査の結果大金礦地圖なりと宣言せり。

此の報道により刺戟を受け此の地帶開發のため倫敦に於て二會社設立せられたり。各會社共に沖積層千英反の金礦採掘權を得たり。其一はBritish Borneo Gold-mining Companyにして十萬弗の資本にて遲滯なく事業を開始せり。然して最初に讓與を受けシエス・ビー・スカチユリー(S. B. Sketchly)氏は總支配人に任命されたり。彼は其助手ジエ・エチ・アラード(G. H. Allard)氏と共に一八八七年セガマ河に旅行をなし次の如き明瞭なる口調にて金發見の狀態を述ぶ。「水は減つたが次に起つてきた大心配は最初の一掬だ自分は兎に角く掬つた。緩かに濁水を捨て小石を側に投げ捨てた。すると良質の黒砂が目についた。驚くべし光れるものがある。夫は金だ。實に金だ。我々はコロラド及加州、アラードは南亞弗利加より來りしが、無益ならざる譯なり」と。

然れども之等試採掘事業には大なる困難伴ひし事を知らざるべからず。セガマ地方は野蠻國中最も野蠻の部類に屬するものにして密林多ければ住人なく水蛭多く食料を得るに困難にして運搬に不便を感じ其上急流多く危険にして屢々汎濫を見るなり。北ボルネオの舊地圖は舊時代の開拓者が堪へざるべからざる不幸を證據立てり。即ち Dismal Gorge (寂しき渓谷) 及 Mount Tribulation (艱難峯) が之の未開なる地方にて與へられし名稱の全部にして他は依然として神祕

の扉に包まれたり。之等探險中最も大膽なりしはビーストン大尉によりて行はれしものにして四人の歐人採掘者を引連れパリヤー流を超へ十八日内の探險をなせり。其結果上流の大部分は石英轉石よりなり居る事發見せられたり。努力は屢々行はれ乳鉢にて岩を砕き金は得られしが今一度といふ所にて其源根を突とむる能はず依然として神祕の國のものなりき。彼等は熱心の餘り奥地に押進み其結果彼等が命名せる Starvation Camp なる地點に於て食料なく八匹の魚、Mousedeer 及若木の根及莖を食して十二日間を過せり。然るに之等艱難の甲斐あらず探險は無効に終れり。セガマ金鑛會社 (Segama Gold Company) の爲めに探險をなせるセフトン (Sefton) 氏は勇氣を失ふ必要なしとし北ボルネオに於ける主產物は金なりと信じ次の如く云ふ「有利なる金鑛發見せられざれど一般に亘りセガマの如き良金鑛未だ世界各地に發見せられず」。

然るに其後今に至る迄土人及支那人の事業を除き多量の金發見せられず。探險は數多年間繼續せられ各東岸海河川は含金せる事を證明せられたるに拘らず、同結果に終れり。一八九四年に至りシールポート (Dr. Seelbort) 氏政府地質調査官に任命せられたるが以前にセガマ河流域を探險せる人々と大同小異の結果を得るに止れり。最初の金鑛會社は解散し British North Borneo Gold Syndicate 一八九八年に組織せられ二人の専門家派遣せられたり。當時若し大規模に採集せば十分利益を收むべしとの豫期を以て工作せられたる浚泥機が實行の段に際しセガマ河の如

き淺河に適用する能はずして失敗に歸し一九〇四年廢止せり。其翌年に至り資本金五十萬磅を以て設立せられたる British Borneo Exploration Company は毎年踏査の爲め八千磅を費す可き條件を以て全州に對する金鑛物踏査權を得たり。而して其最初の目的は金に在りしも前者同様何等世人の期待するが如き成功を見ずして止みぬ。又同社は鑛業権上に獨占權を得たりしかば他會社は其計算にて事業を開始するを滯引せり。

以上が北ボルネオに於ける金採掘の一般記録なり。要するに其は失望の歴史なりき。實にセガマ河源を探險せる者は未だ嘗てなく唯心ある鳥に其の消息を聞かんのみ。(未完)

□世界各國船舶總噸數表 其二

國籍	船隻數	汽輪數	噸數	一九二四年六月末現在(百噸以上)	
				艘數	噸數
日本	100	100	100	100	100
英國	100	100	100	100	100
美國	100	100	100	100	100
法國	100	100	100	100	100
德國	100	100	100	100	100
義大利	100	100	100	100	100
西班牙	100	100	100	100	100
荷蘭	100	100	100	100	100
丹麥	100	100	100	100	100
瑞典	100	100	100	100	100
芬蘭	100	100	100	100	100
土耳其	100	100	100	100	100
印度尼西亞	100	100	100	100	100
南洋	100	100	100	100	100
中國	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100
未定	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100

備考 本表は一九二四年十二月一日米國商務省船舶局統計に據る。